

様式第 10（第四十四条関係）

裁定申立書

賃貸人 住所
氏名
賃借人 住所
氏名及び職業

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 83 条第 1 項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

記

- 1 賃借権の目的である再生後マンションの部分の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 2 「その他参考となる事項」については法第 83 条第 2 項各号に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前の家賃、その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。